

# **改定保育所保育指針 Q&A50**

**(改定保育所保育指針研修会資料)**

**厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課**

— 目次 —

第1章「総則」

○ 趣旨について

Q1 保育指針の基本原則を押さえて創意工夫を図るとはどのようなことか？

○ 保育所の役割について

Q2 保育所の役割が深化・拡大していく中で、保育士の専門性に求められるものとは？

○ 保育所の社会的責任について

Q3 社会的責任とそれらを保育所の自己評価に位置づけることについて聞きたい。

第2章「子どもの発達」

○ 発達過程について

Q4 各発達過程区分に「おおむね」が付いている意味は何か？

Q5 発達過程、保育の過程など、「過程」の持つ意味内容について知りたい。

第3章「保育の内容」

○ 養護と教育について

Q6 保育所における養護と教育について詳しく知りたい。

Q7 保育所における「教育」をどのように位置付けていくのか？

Q8 保育指針が幼稚園教育要領に近づいていると思われるが、その意図は何か。また、実際には増えている3歳未満児の保育をどう考えていくのか？

第4章「保育の計画及び評価」

○ 保育課程について

Q9 「保育計画」が「課程」に改められた理由について知りたい。

Q10 保育課程の具体的な内容、編成の仕方について知りたい。

Q11 2章の発達過程と3章の保育の内容を踏まえて保育課程を作成するとは、どういうことか？

Q12 保育所保育の全体像を描き出す保育課程とは？

Q13 保育課程の編成や指導計画を作成の留意点について知りたい。

Q14 保育課程と自己評価をどのように関連させていくのか。

○ 保育要録について

Q15 保育要録の様式について。全市で同じ様式を使用するということか。

Q16 保育要録作成の具体的な留意点について知りたい。

Q17 子どもに対する捉え方、考え方に保護者側と保育所側で差がある場合、どのように記入したらよいのか。

Q18 「市町村の支援の下に」とあるが、保育所側から働きかけることなのか行政側が進めることなのか？

Q19 個人情報保護法との兼ね合いや保護者への周知について、どのようにするのか？

Q20 保育要録と児童票との関連や具体的な記載について知りたい。

Q21 幼稚園指導要録との相違点は何か。

Q22 小学校側に先入観を持たれてしまうのではないだろうか？

○ 自己評価について

Q23 具体的な評価項目や評価の方法について知りたい。

Q24 保育所の自己評価と第三者評価をどのように関連づけるのか？

Q25 記録や評価など保育士の負担感への対応や効果的な記録の様式、ポイントなどについて知りたい。

○ 指導計画について

Q26 職員の協力体制や家庭との連携を指導計画に位置づけるとはどのようなことか？

Q27 3歳未満児の個別計画作成について知りたい。

## 第5章「健康及び安全」

○ 子どもの健康支援について

Q28 子どもの病気やケガなどの際、従来の対応とどこが違っているのか？

Q29 保健計画の具体的な様式はどのようなものか。また、与薬依頼書について知りたい。

Q30 病院等とは異なる保育所独自の衛生管理について。また、0歳児保育における衛生管理の視点とは？

○ 食育について

Q31 離乳食に対する保護者の意識が低い。保健センター等母子保健での取組と保育所の連携はどうなっているのか？

Q32 野菜を育て収穫して食べる際、子どもの感動を重視するのか、衛生面を重視するのか？

Q33 食育を保育課程に位置づけることに関する注意点を教えていただきたい。

## 第6章「保護者への支援」

○ 保護者への保育指導について

Q34 保護者との関係において支援要素が強く、「指導」が馴染まないのではないのか？

Q35 保育と一体的に深く関連して行われる保護者支援の具体例を知りたい。

**Q36** 保育所保育を最優先にした地域の子育て支援のあり方について知りたい。

**Q37** 生活スタイルや子育て観などが多様化する保護者へどのように対応したらよいか。

#### 第7章「職員の資質向上」

○ 施設長の責務について

**Q38** 施設長の責務が初めて打ち出された理由や背景について知りたい。

**Q39** 施設長の資格のあり方はどのようになるのか？

○ 職員の研修について

**Q40** 資質向上に資する研修、研究、自己研鑽の具体的なあり方について知りたい。

**Q41** 職員の共通理解、職場内研修等が今以上に必要になるが時間や財源確保等の方策は？

**Q42** 保育所における職場内研修の実施方法について知りたい。

**Q43** 経験年数の異なる保育士の研修内容について。また、研修計画や研修体制の整え方について知りたい。

#### 全体を通して

○ 保育指針と監査について

**Q44** 新保育指針に沿った監査の視点・項目について具体的に知りたい。

**Q45** 指針を遵守しないと罰則のようなものが発生するのか？

○ 保育の質の向上のためのアクションプログラムについて

**Q46** 策定の趣旨はなにか？

**Q47** 地方公共団体でもアクションプログラムを策定しなければならないのか？

○ 保育現場への影響について

**Q48** 保育士の業務量が増えることが考えられ、職員の負担感が増すのではないか。

**Q49** 地方財政逼迫している中、現場への負担が過重となっていることをどう考えるのか。

○ その他

**Q50** 解説書の発行について知りたい。また、保護者向けの解説書も出されるのか？

## 第1章「総則」

### ○趣旨について

#### Q1 基本原則を押さえながら創意工夫を図るとはどういうことか？

A 今回の改定により告示化された保育指針は基準として規定する事項を基本的なものに限定し、その内容の大綱化を図っています。基準としての性格を明確化する一方で、保育の実施においては各保育所の自主性、独自性、創意工夫が尊重されるよう、記述内容を精選しています。

保育所における保育は、本来的には、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況や地域の実情等を踏まえて行われるものであり、その内容については、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきです。その一方で、すべての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みが必要です。このため、保育指針において、各保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め、保育所において一定の保育の水準を保つことにしています。

全国の保育所においては、この保育指針に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、保育の内容を組織的、計画的に構成し、保育を実施することになります。この意味で、保育所保育指針は、保育環境の基準（児童福祉施設最低基準における施設設備や職員配置等）や保育に従事する者の基準（保育士資格）と相まって、保育所保育の質を担保する仕組みであるといえます。

保育指針の第1章に示された「保育の原理」を踏まえ、それぞれの地域性や保育環境を生かすとともに子どもや保護者の状況などを考慮して、より具体的な保育の計画や保育の方法を編み出し、日々の保育に取り組んでいただくことが必要です。

### ○保育所の役割について

#### Q2 保育所の役割が深化・拡大していく中で保育士の専門性に求められるものとは？

A 保育指針では、平成15年に改正された児童福祉法18条4を踏まえ、保育士の専門性について言及しています。保育所の保育は「専門性を有する職員」が専門性を発揮して担うものとし、特に保育士は専門的な知識と技術、そして倫理観に裏付けられた判断をもって子どもの保育と保護者への保育指導に当たることを明確にしています。

保育指針の解説書においては、保育士の専門性を①子どもの発達援助に関わる知識・技術、②子どもの生活力を助ける生活援助の知識・技術、③保育の環境を構成していく技術、④子どもの遊びを豊かに展開していく技術、⑤子どもや保護者の気

持ち寄り添いながら援助していく関係構築の知識・技術、⑥保護者等への相談・援助に関する知識・技術としています。(各項目の記述を一部簡略化しています)

○保育所の社会的責任について

**Q3 社会的責任を保育所の自己評価に位置づけることについて聞きたい。**

A 総則の4に示されている「保育所の社会的責任」は、特に今回の改定において、保育所の今日的課題として新たに規定されました。すなわち、①子どもの人権の尊重、②保護者や地域社会への説明責任、③個人情報の適切な取扱いと苦情解決の3つを保育所の社会的責任とし、保育所がその役割と責任を確実に果たしながら社会的信頼を得ていくことを求めているのです。

これらが実際の保育の中で、どのように実践されるのかを職員間で、または地域の保育関係者の意見を聞くなどして、具体的に提示していくことが必要となります。それが保育所の自己評価項目の一部になり、適宜確認したり、見直したりしながら自己評価を進めていくことが求められます。

①については、「子どもの人権を守るための法や制度（憲法、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約等）を職員が理解しているか。またそのための手だてを講じているか」などが評価の項目になると考えられます。また、第3章「保育の内容」と関連させて評価することも必要です。例えば、「2. 保育の実施上の配慮事項」にある「子どもの国籍や文化の違いを尊重した保育」、「性差や個人差に留意した保育」などが自己評価項目と結びついていくと考えられます。

②についても、「社会福祉法第75条、児童福祉法第48条の2を踏まえて保育所の情報提供をしているか」、「保護者や地域の方に保育の内容や保育の意図などをどのような手段で伝えているか」などが保育所の自己評価に位置づけられると考えられます。説明責任が応答責任となるよう配慮することも必要です。

③では「児童福祉法第18条の22に基づき保育士の守秘義務について理解が図られているか」、「個人情報の保護に関する法律が踏まえられているか」、「苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、書面における体制整備がなされているか」など、職員の共通理解の下に取り組み、保育所の自己評価につなげていくことが重要です。

保育所の社会的責任を果たすために、保育指針に基づく自己評価を行い、その内容を保護者や地域社会に伝えていくとともに、市町村行政の担当者と協議したり、その助言や支援を受けながら保育の質の向上を図っていくことが求められます。

## 第2章「子どもの発達」

### ○発達過程について

#### Q4 各発達過程区分に「おおむね」が付いている意味は何か？

A 一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮して保育することは、保育の基本です。また、一人一人の子どもの成長の足取りは様々ですが、子どもが辿る発達の道筋やその順序性には共通のものがあります。このことを踏まえ、保育指針では誕生から就学までの子どもの発達を8つの区分に分け、それぞれの特徴を示し、乳幼児期の子どもの成長への理解を促しています。

しかし、この発達過程区分は同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではありません。保育指針では、子どもの発達を年齢で画一的に捉えるのではなく、「おおむね」という言葉を用いて、子どもの発達の個人差や、行きつ戻りつ成長する子どものおおよその姿をトータルに捉えるとともに、子どもの発達のプロセスを重要視しています。

#### Q5 発達過程、保育の過程など「過程」の持つ意味内容について知りたい。

A 保育指針では、子どもを育ち行く存在として捉え、その発達の道筋や保育の過程を大切にしています。子どもは常に動的な存在であり、保育実践も子どもや保育士の関わり、子ども同士の関わり、子どもと環境との関わりなどにより常に「動いて」います。そのため、保育士が子どもの姿や自らの保育を振り返る際にも、保育の経過や子どもの成長を継続的にとらえることが求められます。

保育士は、子どもが育つプロセスにしっかりと寄り添い、発達の連続性に留意して保育するとともに、子どもが取り組む過程やその時々気持ちを尊重して保育することが重要です。子どもの発達過程を見通して保育の環境を構成したり、子ども同士の育ち行く関係性に留意して対応していくことも必要です。

### 第3章「保育の内容」

#### ○養護と教育について

#### **Q6 保育所における養護と教育について詳しく知りたい。**

A 保育指針の改定に伴い、昭和23年に制定された児童福祉施設最低基準第35条の「保育の内容」も改正されました。すなわち、「保育所の保育の内容は養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定め」とされ、これに基づき保育指針が今回、厚生労働大臣告示として定められたのです。

しかし、実際には昭和40年に初めて制定された保育所保育指針の総則にも「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある」と書かれており、養護と教育の一体的展開は長い間、保育所において実践されてきました。また、既に昭和38年に「保育所における3歳以上の幼児の保育については幼稚園教育要領教育要領の内容に準じること」と、文部・厚生両局長通知により明らかにされています。

保育指針はこれまで、保育の内容については、幼稚園教育要領に準じてその整合性を図ってきました。また一方、保育所における子どもの健康と安全など、養護に関する内容も盛り込まれ、保育所保育の特性を打ち出してきたといえます。

今回の改定ではさらに「養護」と「教育」の定義をより明確にし、0歳から就学まで全年齢を通じて養護と教育の視点をもったねらいや内容が示されました。年齢により分断せずに、発達の連続性を大切にしながら保育指針の大綱化を図ったといえます。また、実際の保育においては、養護と教育は切り離せるものではないことを踏まえた上で、保育士等が自らの保育をよりの確に把握する視点を持つことが必要であり、保育を振り返り評価する上でも養護と教育の視点を持つことは保育士の専門性として重要であるとされました。その上で、一体的に行われる保育の意義を理解、認識することが重要です。

保育指針の解説書では、「養護と教育が一体的に展開されるという意味は、保育士等が子どもを一個の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助すること」としています。大人の保護や世話を多く必要とする乳児や低年齢の子どもだけでなく、子どもの生活環境や保護者の状況が変化している現在、保育における「養護」（子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり）は全年齢においてたいへん重要です。また、学校教育の前倒しではない保育所ならではの乳幼児期の「教育」（子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助）を積極的に捉え、その内容を充実させていくことも保育所の課題です。

養護と教育が「相互に関連を持ちながら総合的に展開される」保育の質を高めていくことを保育指針では求めています。



## Q7 保育所における「教育」をどのように位置づけていくのか？

A 保育所が子どもの発達過程を踏まえ、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を培う力の基礎を培う」（第1章総則「保育の目標」）ために、どのように保育していくのか、保育所における教育をどのように捉え、日々の生活や遊びを繰り返し広げていくのかはたいへん重要なことです。

保育指針では、「乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に、身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探求心や思考力が養われる」とし、「それらがその後の生活や学びの基礎になる」と、幼児教育の特性を明らかにしています（第2章「子どもの発達」1「乳幼児期の発達の特性」）。

子どもが十分に体を動かし、五感を働かせ、様々な経験を積み重ねることはたいへん重要です。好奇心旺盛な乳幼児期に、自然など身近な環境に関わって遊び、身体感覚を十分に働かせ、さらに興味や関心を育て、思考力や認識力の基礎を培うことは、子どものその後の生活や学びにつながっていきます。

また、第3章「保育の内容」の「3歳以上の保育に関わる配慮事項」にもあるように、保育所が「幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」ことは、保育所における教育の視点といえます。小学校の教科学習の前倒しのようなものではなく、保育所の環境、すなわち、保育室、園庭、遊具などの物的環境や保育士、友達などの人的環境、さらに自然や地域の環境などを通して、子どもの生活や遊びが豊かに展開していくよう保育することが重要です。

このように、保育士が乳幼児期の子どもの発達を見通し、保育所の環境や様々な活動によりその発達を援助していくことが保育所における「教育」であり、第3章「保育の内容」においては、「教育」を「子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助」と定義しています。

これまでも、保育所における保育は、特定の知識や技能の修得に偏ることなく、子どもの生活や遊びを通して子どもが楽しく充実感を味わうことができるよう配慮して行われてきました。また、子どもの主体性を重視して、保育所の生活全体を通して、様々な習慣や知識、態度、心もちといったものを大人から子どもへ受け渡してきたといえます。今回の保育指針において、これまで保育所が積み重ねてきた保育実践をより自覚的に捉え、その内容や意義について明確化することを求めています。保育所が乳幼児期の子どもの育ちを支えているということを改めて見直し、子どもの発達や生活の連続性に配慮して見通しをもった保育をしていくことが重要です。

**Q8 保育指針が幼稚園教育要領に近づいていると思われるが、その意図は何か。また、実際には増えている3歳未満児の保育をどう考えていくのか。**

A 保育指針では0歳から6歳までの子どもの育ちを保障し、保育所がより質の高い養護と教育の機能を発揮していくことを求めています。

幼稚園教育要領とは異なり、保育指針では、保育所における「養護」（子どもの生命の保持及び情緒の安定）の重要性にかんがみ、第1章「総則」に、「養護」に関わる保育の目標を定め、第3章「保育の内容」にはその目標を具体化する「養護に関わるねらい及び内容」を示しています。また、同じく第3章の「保育実施上の配慮事項」では、乳児、3歳未満児、3歳以上児のそれぞれの保育に関する保育士等の配慮事項を定め、年齢や発達過程に応じた対応や援助について示しています。

さらに、子どもの健康と安全は子どもの生活の基盤であるとの考えの下、「健康及び安全」の章を独立して設けています。そして、「保育所が子どもの健康の保持並びに増進及び安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない」とし、子どもの健康や安全の確保のための具体的事項を細かく規定しています。子どもの生活の場である保育所が一人一人の子どもの心身の発育・発達状態を踏まえ、健やかな育ちを保障していくことは保育所の責任であり、保育指針では、保育所における健康及び安全の実施体制についても規定しています。

このように、保育指針には、0歳から6歳の子どもの命や心と体の育ちに関わる事項が多く盛り込まれ、幼稚園教育要領とは内容や構成が異なります。保育所の特性を踏まえ、その役割や機能が適切に発揮されることが重要であり、0歳から6歳までのすべての年齢における保育の充実が求められます。

一方、告示化により、保育指針が大綱化されたことにより、保育のねらい及び内容が、発達過程区分ごとの規定ではなく、乳幼児期を通して経験し育つことが望まれる事項としてまとめて示されました。このため、「教育に関わるねらい及び内容」は、幼稚園教育要領におけるねらいや内容とほぼ重なりました。ここに規定されたねらいや内容を基本的事項として、子どもの発達過程に沿って各保育所で再構築していくことが必要です。その際、第2章の「子どもの発達」における「発達過程」や目の前の子どもの姿を捉えながら、示されている保育のねらいや内容の趣旨を踏まえ、子どもの発達過程に応じた指導計画などを作成することが必要です。大綱化による創意工夫が期待されるところです。

また、第5章の「健康及び安全」の事項や、第6章の「保護者への支援」の内容等を踏まえ、特に3歳未満児の保育では、子どもの心身の状態に応じた個別の関わりや家庭との連携が重要です。子育てに関する知識や技術を提供し、保護者の子育てを支援するとともに、保護者の養育力の向上に資する保護者支援が必要となってきています。

#### 第4章「保育の計画及び評価」

##### ○保育課程について

##### **Q9 「保育計画」が「保育課程」に改められた理由について知りたい。**

A 保育所の全体計画である「保育計画」が、今回の改定により「保育課程」という言葉に改められました。このことは、保育指針において、保育所の計画性、組織性を高め、その専門性や質の向上を図ろうとすることと深く関連します。

これまで、保育所では、保育士個人の経験や技量や持ち味により保育が行われてきた傾向があり、保育所の全体計画に沿って全職員が計画的、組織的に取り組むといったことに課題があったと考えられます。また、保育の計画と保育計画の混同が見られたり、自治体が策定する保育計画との混同も見受けられました。

これらことを踏まえ、保育の質の向上をめざす改定保育指針では、全職員が保育所全体の保育方針や保育目標について共通認識をもち、それに基づき計画的に保育が実施されること、計画に基づく実践を振り返り、保育を自己評価して見直し、改善を図ることなどが重要なこととして規定されました。そのため、保育所の組織的取組や保育実践の基盤に保育課程の編成を位置付けることにしました。

保育所には、長期、短期の指導計画、保健計画等々、様々な計画がありますが、すべての計画の上位にあり、保育所保育の根幹を成すものとして保育課程はたいへん重要です。今回、その名称を改めることにより、保育所保育のすべての計画の上位にあり、全体像を示すものとして、全職員で編成し、保育所の計画性、組織性を高め、職員の共通認識を一層深めていくことの重要性を打ち出しました。

保育課程の編成とこれに基づく指導計画の展開において、保育実践を振り返り、保育を自己評価し見直すという一連の保育の改善のための組織的な取組が重要です。また、保育課程に基づくこうした取組が、保育士の資質向上や保育所の説明責任の一層の発揮に資するものとなると思います。

##### **Q10 保育課程の具体的な内容、編成の仕方について知りたい。**

A 保育課程の編成は、施設長や主任保育士のリーダーシップの下、全職員が参画して行います。まずは、既存の「保育計画」を見直し、改定された保育指針の内容に沿って見直し、検討していくことが必要です。

その際、保育課程がすべての計画の上位に位置づけられ、保育所保育の全体像を示すものとしてふさわしいものになっているかを、保育指針やその解説書を参考にしながら全職員で協議していくことが必要です。平成21年4月の保育指針施行までにそれぞれの保育所の保育課程を編成し、それに基づいて様々な計画を作成し、保育所保育の構造化を図っていくことが重要です。

具体的には、児童福祉法や子どもの権利条約などの保育の関係法令等に基づいた保育所の保育理念、保育目標、保育方針などが提示され、0歳から6歳までの子どもの発達過程を見通し、それぞれの時期にふさわしい保育のねらいと内容を一貫性を持って組織することが必要でしょう。各保育所の子どもの実態や子どもを取り巻く家庭、地域の状況などを踏まえるとともに、保育所の保育の環境や特性などを生かし、工夫して項目を設定していきます。

保育所での生活がその後の子どもの生活や学びにつながっていくことに留意し、子どもの生活や発達の連続性を表すものとなることが重要です。

**Q11 2章の発達過程と3章の保育の内容を踏まえて保育課程を編成するとはどういうことか？**

A 保育所では、保育指針の第1章の「保育の原理」（保育の目標、保育の方法、保育の環境）を踏まえ、全職員が0歳から6歳までの子どもの発達過程を理解し、その時期における保育のねらいや内容の基本的事項を把握することが必要です。

今回、保育指針は大綱化され、子どもの発達過程区分ごとのねらいと内容は示されていません。そのため、第2章の「発達過程」と第3章の「保育の内容」を確認しながら、保育所での実際の子どもの姿を捉えて、各保育所で具体的な保育のねらいや内容を紡ぎ出していくことが求められます。例えば、養護に関わるねらい8項目と教育に関わるねらい15項目を発達過程に沿って作成し、そのポイントを構成し直したものが、保育課程に生かされることでしょう。その際、3歳未満児の保育については、その発達の特性から教育に関わる5領域をそれぞれ明確に区分しないで記載するなど、各保育所での工夫が求められます。保育指針の解説書の第3章、116ページも参考にしてください。

**Q12 保育所保育の全体像を描き出す保育課程とは？**

A 保育課程は、保育所保育を包括的に捉え、保育所の理念、方針、子どもの発達過程や保育内容などを一貫性を持って描き出した保育所保育の憲章的なものといえます。保育所はこの保育課程を保護者や地域社会などに向けて発信し、保育所が果たすべき機能や役割を打ち出すとともに、保育の内容やその意図を語り、乳幼児期の子どもの育ちの奥深さを伝えていくことが重要です。

また、保育課程は実際に保育士等が保育を進めていく上での基礎となるものです。保育課程が指導計画作成のベースとなりますし、他の様々な計画や自己評価の基盤となります。そのためにも、全職員で保育課程の編成に取り組むことが必要です。

保育課程を編成することによって、子どもの生活や発達の連続性が示されるとと

もに、保育の原理（保育の目標、保育の方法、保育の環境）を踏まえた保育実践が編み出されていきます。そこには保育所の保育観、子ども観などが投影され、保育所保育が何を大事にしているのか、子どもの何を育てようとしているのかも提示されていきます。

#### Q13 保育課程の編成や指導計画作成の留意点について知りたい。

A 保育課程や指導計画による保育実践を自己評価し、計画の見直しにつなげることが、保育の改善や保育の質の向上につながります。そのため、指導計画に基づく保育実践を振り返るとともに、指導計画の根幹である保育課程を全職員で見直し、明らかになった課題などを保育課程に反映させていくことが重要です。また、保育課程や指導計画を作成する際、評価の視点や着眼点を視野に入れることで、その後の振り返り、自己評価、計画の見直しや再編につなげていきます。この一連の流れを保育所において意識的に取り組むことが保育の質の向上につながると考えられます。

保育課程や指導計画の様式は保育指針やその解説書において示していません。保育指針の内容や趣旨を踏まえて、それぞれの保育所で全職員で協議して編成していくそのプロセスが大事であり、保育所の特性や地域性を生かして創意工夫を図っていくことが重要です。その取組の中で、保育を捉え直したり、職員間の一層の共通理解を図っていくことが保育の質の向上につながると考えられます。

各市町村の関係者で「様式」を検討したり、保育団体等の研修会で保育課程の編成などについて行うものもあります。保育課程、指導計画だけでなく、児童票や今回の改定で義務化された保育要録など、様々な書式の検討をそれぞれの記録のつながり、重なりを考慮して関係者が協力して作成していくことが望ましいと考えています。

#### Q14 保育課程と自己評価の関連のさせ方について

A 保育の計画を作成する時、既に評価の視点も考えられているといえます。例えば、「一人一人の子どもが安心感をもって過ごせるようにする」と計画に盛り込んだ際、子どもが安心して過ごせるような環境の工夫、保育士の対応の仕方、子ども同士の関わり、保護者との連携などを視野に入れて具体的な保育の内容を考えていきます。そして、子どもの気持ちの変化や言動などから保育を振り返り評価することができます。環境の工夫はどのような効果があったか、保育士の声のトーンは適切だったかなど、多様な視点で保育を捉えることにより、保育士の課題や良さが見えてきたり、それらを基に保育の見直し、改善が図られていきます。こうした具体的な指導計画の評価を積み重ねることで、保育課程の評価が成されていきます。

保育課程を編成する際にも、当然のことながら保育の着眼点や評価の視点が踏まえられたものになっていくでしょう。これまでも保育所では常に保育を反省し、課題を持って保育に取り組んできたのですが、今回の保育指針の改定により、さらに全職員で保育課程を編成し、その内容に基づく指導計画、指導計画に基づく保育実践を振り返り、自己評価することが重要となりました。

保育課程に基づく指導計画、保育実践、自己評価、そして、指導計画や保育課程の見直し、再編がより意識的に、体系的になされることで、保育士の専門性、保育の質の向上が図られると考えています。

#### ○保育要録について

**Q15 保育要録の様式について。全市で同じ様式を使用するということか？**

A 保育要録の書式の参考例が、課長通知（雇児発第 0328001 号）にあり、また、保育指針の解説書にも示されています。これを参考に各市町村の関係者で協議し、それぞれの市町村で保育要録の書式を作成し、管轄の各保育所に周知するとともに、各市町村の教育委員会と連携を図り、保育要録の送付についてあらかじめ各小学校に周知することが必要であると考えています。

**Q16 保育要録作成の具体的な留意点について知りたい。**

A 保育所には、保育課程、指導計画、保育の記録、自己評価の流れを明確にし、保育の着眼点や子どもの育ちを簡潔に記録することが求められます。その一連の流れの中に保育要録も位置づけられます。白紙の状態から保育要録を作成するのではなく、保育の記録や評価から、ポイントとなる記載を簡潔に的確に記していきます。

また、保育指針の解説書や前述の課長通知の別添 1 にある「保育所保育要録に記載する事項」を踏まえて記載することが必要です。

**Q17 子どもに対する捉え方、考え方に保護者側と保育所側で差がある場合、どのように記入したらよいのか？**

A 保育要録は、保育所が責任をもって作成するものです。担当保育士は、保育士の専門性を持って子どもの育ってきた過程を振り返り、保育の記録や自己評価などを踏まえ、子どもの姿や発達の状況を的確に捉えて記載します。

**Q18 「市町村の支援の下に」とあるが、保育所側から働きかけることなのか、行政側が進めることなのか？**

A 市町村の責任の下、保育行政と教育委員会が連携を図りながら、すべての子どもの育ちを支えていくことが重要と考えます。

**Q19 個人情報保護や保護者への周知について、どのようにするのか？**

A 保育要録は、子どもの氏名、生年月日などの個人情報を含むことから、適切に取り扱うことが求められます。実際には、個人情報の保護に関する法律において、保育指針が「法令」であることから、「例外的に同意が不要となる場合」（個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号）に該当します。このため、保育要録を小学校に送付するにあたり、本人（保護者）の同意は不要とされます。しかし、保育要録の送付の目的やその趣旨について、あらかじめ保護者に対して周知しておくことが望ましく、入所の際の説明会や懇談会など様々な機会を通して保護者の理解を得ておくことが望ましいと考えます。

**Q20 保育要録と児童票との関連や具体的な記載について知りたい。**

A 保育所における保育課程の編成、指導計画の作成、保育の記録、自己評価、児童票の記載といった一連の流れの中に保育要録も位置づけられます。前述したように、白紙の状態から保育要録を作成するのではなく、保育の記録や評価から、ポイントとなる記載を簡潔に的確に記していきます。

このため、保育要録の様式と児童票など保育の記録のあり方について検討し、保育課程の編成、指導計画の作成、保育の記録、自己評価などについて一貫性を持って取り組んでいくことが求められます。事務量や書類の量を増やすのではなく、それぞれの書類を関連付けて、保育の着眼点や保育を捉える視点を明らかにしながら簡潔に記録することが求められます。

**Q21 幼稚園指導要録との相違点は何か？**

A 保育所保育要録の様式例には、保育所の特性に応じて、「養護」に関する記入欄や、子どもの全体像を示す欄を設けました。また、入所期間中のすべての年度の記録を盛り込むことは、保育期間の個人差などを踏まえ、省略しています。

**Q22 小学校側に先入観を持たれてしまうのではないだろうか？**

A 子どもの育ちを次のステージ（小学校）へつなげていくことは、保育所の社会的責任でもあります。子どもが保育所で育ってきた過程を振り返り、的確に記録して

責任を持って小学校に送り出すことにより、保育の専門機関である保育所の役割や機能が明確になると考えられます。

子どもの最善の利益を踏まえ、子どもの良さや育ってきた過程を記載するとともに、発達課題などについても、その子どもなり努力や変化などを踏まえ、「子どもの育ちを支える資料」となるよう適切に記載することが必要です。

#### ○自己評価について

#### **Q23 具体的な評価項目や評価の方法について知りたい。**

A 保育指針では、保育士をはじめとする保育所職員や保育所の自己評価を努力義務として定めています。

保育所は地域における最も身近な児童福祉施設であり、乳幼児期の子どもの養護と教育を担う専門的な役割があります。また、保護者支援の役割も担っています。このため、保育の内容について、その意図やねらい、取組の様子などを様々な方法で伝えたり、保育所保育の特性を生かした保護者支援を展開していくことが求められます。さらに、保育実践を評価し、その結果を保護者や地域に様々な方法で伝えながら、保育所保育に対する理解と協力を得ていくことが求められています。

具体的な評価項目は、それぞれの保育所で編成する保育課程や指導計画などの項目とリンクさせて設定していくこととなります。

保育指針に基づいて各保育所で編成する保育課程やそれに基づく指導計画には既に評価の視点が含まれ、それらを踏まえて保育する中で、保育士が自らの保育を評価することが可能となります。既に、保育士は常に反省し、反省を次の保育に生かすということを繰り返し行っていますが、より保育の着眼点や評価の視点をもって意識的に保育することで、自己評価が積み重ねられていきます。

保育士の自己評価を保育所の自己評価につなげていくためには、職員の相互理解や共通の課題意識が必要であり、施設長のリーダーシップが求められます。カンファレンスや所内研修などを通して、保育所の自己評価について、保育士一人一人の自己評価を踏まえて協議したり、保育所の良さや取組の効果を確認しながらさらに質の向上を図るために課題をもって保育していくことが必要です。

自己評価は、1年のうちで保育活動の区切りとなる適切な時期を選んで行います。保育士の自己評価は指導計画に沿って行い、保育所の自己評価もそれらと連動させながら、年度の変わり目には保育課程に沿って行うことが望ましいでしょう。また、保健、食育、保護者支援などそれぞれの担当者が計画に沿って自己評価していくことが必要です。職員会議や所内研修の持ち方などについても、それぞれの保育所の創意工夫が望まれます。



#### Q24 保育所の自己評価と第三者評価をどのように関連付けるのか？

A 保育所の自己評価にあたっては、保育課程や指導計画などの計画と連動させ、職員が協力して評価の観点や項目を定めていきます。既存の評価項目や第三者評価基準の評価項目の中から必要なものを選定する方法もあるでしょう。また、自己評価の取組が第三者評価の受審につながり、より客観的な評価を得ることの意義も増してくると考えられます。保育所が、自己評価の取組を踏まえて、主体的に第三者評価を受けることにより、職員の協働性が高まり、保護者や地域社会との連携がより図られていくと考えられます。

#### Q25 記録や評価など保育士の負担感への対応や、効果的な記録の様式、ポイントなどについて知りたい。

A 保育所が、IT の積極的な活用などにより、業務の効率化を図ることについて、保育指針の解説書や「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に明記されています。

また、保育所の様々な計画が、すべて関連性を持って、作成され、活用され、生かされるように、各保育所で創意工夫を図ることが重要です。

保育士が保育の記録を記載する上でも、それぞれの書類と関連付けて、保育の着眼点や保育を捉える視点を明らかにしながら簡潔に記すことが求められます。一つの記録が他の書類にも生かされ活用されるようポイントを押さえて的確に記すことが必要です。

#### ○指導計画について

#### Q26 職員の協力体制や家庭との連携を位置づけるとはどのようなことか？

A 保育指針の第4章「保育の計画と評価」の(3)「指導計画の作成上、特に留意すべき事項」のイ「長時間にわたる保育」には「長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること」とあります。

このことは、指導計画の基となる保育課程の編成において、「子どもの家庭の状況、保育時間などを考慮し」、「子どもの生活の連続性…に留意し」等、とあることを受けています。そして、指導計画作成においても、職員間で連携を図り子どもの生活全体を見通しながら、また、家庭での生活も視野に入れながら、子どもの育ちを支えることが重要であるとしています。

実際には、既に多くの保育所の指導計画に「家庭との連携」の欄や「職員間の連

携」の欄が設けられています。特に長時間にわたる保育では、食事、睡眠、心身の疲れなど子どもの生活リズムを視野に入れながら保護者と情報を交換することが大切であり、そうした事柄が指導計画に記入されています。また、保育指針第 6 章にも、保護者に対して、あらゆる機会を捉えて、保育の意図などについて伝えることなどについて示されています。

保育所では、職員の勤務体制による引継ぎや正確な情報の伝達など、子どもの状態を伝え合ったり、保育の時間帯を考慮した子どもへの対応、環境の設定などを職員間で確認することが重要です。これらを、指導計画に盛り込むとともに、職員間の連携が速やかに適切になされたかを自己評価することも必要です。

### **Q27 3 歳未満児の個別計画作成について**

A 既に、多くの保育所においては 3 歳未満児の指導計画の中に個別計画の欄を設けています。保育指針においても、3 歳未満児の指導計画は「個別的な計画を立てるなど必要な配慮をすること」とされ、子どもの個人差や一人一人の状態に即した保育が展開できるよう個別の計画を取り入れています。今回の保育指針においてもこのことを継承し、心身の未熟性の高い乳児をはじめ、個人差の大きい 3 歳未満の子どもの指導計画について示されています。

第 4 章のこの項目だけでなく、第 2 章の「子どもの発達」の 3 歳未満児の「発達過程」や第 3 章「保育の内容」の「乳児保育に関わる配慮事項」、「3 歳未満児の保育に関わる配慮事項」、さらに第 5 章の「健康及び安全」などを踏まえて、3 歳未満児の個別の指導計画を作成し、よりきめ細やかな保育が実践されることが望まれます。

## 第5章「健康及び安全」

### ○子どもの健康支援について

#### **Q28** 子どもの病気やケガなどの際、従来の対応とどこが違っているのか？

A 基本的には従来（前保育指針）の対応と異なるものではありませんが、集団生活の場であることを踏まえた感染症の予防や対策を講じること、保護者の就労を支えるとともに子どもの健康と安全に関わる事項等について保護者への説明や周知を十分に行うこと、保育士はもとより、看護師、栄養士など職員の専門性を生かした保育所の組織的な対応を行うこと、子どもの健康を守ることに加え、食育など子ども自らが健康増進を図り健やかな生活を主体的におくれるようにすること、不適切な養育や虐待等の予防、関係機関との連携に努めることなどの観点が強調されています。

#### **Q29** 保健計画の具体的な様式はどのようなものか。また、与薬依頼書について知りたい。

A 保育指針やその解説書においては、保健計画の具体的な様式は示していません。年間・月間の保健活動が具体的な保健計画の内容となると考えられます。

保育所における薬の服用については、本来、保護者が行うものであることが前提ですが、現状において、保護者が日中、服薬することは困難であることから、保育指針解説書において、「与薬依頼票」に基づく与薬について記載しました。

与薬については平成17年7月の医政局長通知(医政発第0726005号)に基づき、慎重に対応します。

#### **Q30** 病院とは異なる保育所独自の衛生管理について。また、0歳児保育における衛生管理の視点とは？

A 保育所の衛生管理は病気の子どもの対象としたものではなく、基本的には子どもの健康増進を目指したものです。

保育所の衛生管理を考える際にも、常に動いている子ども、様々に活動している子どもの姿を捉え、子どもの発達過程に応じた対策や環境整備が必要となります。そのため、施設内外の設備、用具の衛生管理は、1日1回すればよいものではなく、子どもの1日の生活を通して、適宜、その都度行います。

特に、0歳児保育における衛生管理は特に子どもの未熟性や抵抗力の弱さなど、0歳児の発達の特性や心身の状態に応じてきめ細かく行うことが必要です。

○食育について

**Q31 離乳食に対する保護者の意識が低い。保健センター等での取組と保育所の連携はどうなっているのか？**

A 各地域において、関係機関との連携を図ることが必要であり、保育指針でもそのように明記しています。

**Q32 野菜を育て収穫して食べる際、子どもの感動を重視するのか、衛生面を重視するのか？**

A どちらも重要です。そして、どちらにも配慮して実現できるのが保育所の保育といえます。その際、留意する事項については、解説書に明記されています。

**Q33 食育を保育課程に位置づけることに関する注意点を教えていただきたい。**

A 保育指針には、第5章「健康及び安全」の3に「食育の推進」が盛り込まれただけでなく、第3章の「保育の内容」にも食育に関する事項が含まれています。そのため、保育課程や指導計画の中に、食育の観点を盛り込んで工夫して記載したり、様々な領域との関連をもって展開されるよう配慮することが必要です。

なお、平成19年11月にまとめられ、各市町村に送付された「保育所における食育の計画づくりガイド」や保育指針の解説書を参考にしてください。

## 第6章「保護者への支援」

### ○保護者への保育指導について

#### **Q34 保護者との関係において支援要素が強く、「指導」が馴染まないのではないか？**

A 平成15年に改正された児童福祉法において、「保育士とは…専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定められています。これを受けて、保育指針でも、保護者に対する指導を保育士の役割として位置づけています。(第1章「総則」の2-(4))

また、保育指針の解説書では、保育士の「保育指導」について、「保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示のほか援助業務の総体をいいます」と記しています。

#### **Q35 保育と一体的に深く関連して行われる保護者支援の具体例を知りたい**

A カウンセラーが行う「相談」や、外部の会場で行われる「講座」などと異なり、保育所の子育て支援は様々な方法で、保育所保育の特性や環境を生かして行われます。

保護者の一日保育士体験を実施したり、「保育参観」を「保育参加」に変えて行う保育所も増えています。また、懇談会や行事などを通して、子どもの様子や課題について伝えたり、保護者同士の交流を後押ししたりすることも重要な子育て支援です。保護者との日々のコミュニケーション、連絡帳や園便り、掲示などを通して、子どもの姿や保育の意図などを伝えることも基本的な子育て支援です。

#### **Q36 保育所保育を最優先にした地域の子育て支援のあり方について知りたい。**

A 保育所の地域子育て支援は、児童福祉法第48条の3に基づき、保育所の特徴や地域の状況に応じて行うことが求められます。前回の保育指針に「地域における子育て支援」が定められ、保育所は様々な方法で地域の子育て家庭への支援を行ってきました。その意義、果たす役割を保育指針においても踏襲し、保育所がその専門性を生かして地域の子育て支援に積極的に取り組むことを求めています。

しかし、「保育に支障のない限りにおいて」とする児童福祉法の規定や、保育所の第一義的役割を踏まえることが必要であり、保育指針の解説書においても「保育所が中心となって取り組むことが適当である事業や活動と、他の組織で取り組むことが適当である事業や活動について整理した上で実施することが大切」と記されています。

ます。平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法やこれに基づき各市町村で策定された「行動計画」により、地域における子育て支援の活動が活発になり、多様な子育て支援の担い手が各地域で蓄積されつつあります。

このような状況を踏まえて、保育所では日常の保育を充実させながら、また、保育所の特性を生かしながら、地域の関係機関や関係者との連携を図り、地域の養育力の向上や活性化に寄与していくことが必要と考えています。

**Q37 生活スタイルや子育て観などが多様化する保護者へどのように対応したらよいか。**

A 保護者への支援が保育指針に明確に位置づけられました。保育士の専門性を生かした保護者支援とともに、保護者と保育所との適切な関わりや相互理解がより求められているといえます。

保護者の就労状況の厳しさ、家庭生活の状況、保護者が育ってきた環境や文化、少子化や核家族化が進行する中での育児に対する負担感や孤立感、過度な情報など、様々な要素が絡み合い、保護者の一人一人の子育ての状態をつくっているといえるでしょう。

保育士が保護者の言動に表れたものの背景や要因を様々なアプローチをしつつ把握し、一人一人の保護者に合った支援の方法を職員間の連携の下、行っていくことが必要です。しかし、保護者の気持ちを受け止め、子どもの成長を共に喜び、保護者の子育てを励ましていくとともに、日常の様々な場면을捉えながら、継続的な関わりや対話を重ねていくことが重要です。

## 第7章「職員の資質向上」

### ○施設長の責務について

**Q38 施設長の責務が打ち出された理由や背景について知りたい。**

A 保育指針の第1章「総則」でも規定されたとおり、保育所は「専門性を有する職員」がその業務を遂行します。保育の質の要は保育士等の職員であり、そのため、第7章に「職員の資質向上」が規定されたところです。そして、職員の資質や専門性の向上のために、施設長は環境整備や研修、自己評価などを通して保育の質の向上に努めなければならないとしています。

保育所が保育の質を高め、その社会的使命を果たすために、これまで以上に施設長の見識やリーダーシップが求められており、それが、「施設長の責務」について規定した理由です。

**Q39 施設長の資格のあり方はどのようになるのか？**

A 今後、現職の保育所施設長の実態把握、児童福祉施設長などの資格要件、更には保育団体の実施する施設長の研修などを参考にしながら、施設長の資格化や具体的要件などの検討を進めることとしています。

### ○職員の研修について

**Q40 資質向上に資する研修、研究、自己研鑽の具体的なあり方について知りたい。**

A 保育所職員の研修においては、日々の保育実践の改善や職員の資質向上につながる内容や方法であることが求められます。このため、各職員の修得すべきねらいや目的に応じて研修内容や方法など考慮し、研修が単発的なものにならないよう計画的に実施することが必要です。

また、保育課程の編成、指導計画の作成、保育実践、保育記録、自己評価などと研修を連動させて、一貫性を持って取り組むことが大切です。課題意識を持って研修に参画するとともに、保育士や保育所の自己評価と所内研修を関連付けることにより、保育の改善に結びつけていくことが可能となります。

このようなことを踏まえ、今後、アクションプログラムに基づき、研修の体系化のためのガイドラインの検討を進めていくこととしています。

**Q41 職員の共通理解、職場内研修等が今以上に必要になるが、時間や財源確保の方策は？**

A 保育所が計画的、組織的に職員の研修に取り組んでいくためには、時間や財源が必要であり、厚生労働省としても、保育指針やアクションプログラムを踏まえて、今後、必要な財源確保を求めるとともに、研修の充実のための施策を検討していくこととしています。

**Q42 保育所における所内研修の実施方法について知りたい。**

保育指針の解説書では、職場内研修の様々な実践を踏まえ、その手法や具体例を示しています。職員が全員一同に会して行う研修が難しいことが多い中、「小グループでの学び合い」を推奨すること、「既存の記録・資料を活用しての研修」をITなどを活用して効率的に行うこと、「保育の公開や他の保育所・施設での保育参加」により自らの保育の良さや課題を見つめ直すこと、「職員相互の学び合い」により、職場外研修を受けてきた職員が職場内研修の講師を務めること、「外部の専門職からの学び」を職場内研修に取り込むことにより保育内容の改善を図ること、「複数の施設が協力して実施する研修」により、互いに情報を提供し合ったり、単独の保育所では実現することが難しい研修を企画することなどであり、こうした事例を参考に、各保育所の状況や職員の課題などを踏まえ、施設長や主任保育士のリーダーシップの下、積極的に研修に取り組むことが重要です。

**Q43 経験年数の異なる保育士の研修内容について。また、研修計画や研修体制の整え方について知りたい。**

A 保育の質の向上のためには、保育所職員の経験年数や課題に応じて、研修計画を策定し、長期的視野を持って研修を実施していくことが重要です。

また、保育士や保育所の自己評価を踏まえ、保育士の主体性や職員の課題意識を研修に生かしていくことが大切です。職員全員で共通認識を持って重点的に取り組んでいくために、年度における研修テーマを策定したり、そのテーマと関連させた小グループでの研修なども効果的です。その際、経験年数や課題が共通する職員で自主的に学び合うための支援を施設長や主任保育士が行うことも必要でしょう。短い時間で効果的に研修を進めるために、予め職員各自が研修資料に目を通したり、各自の自己評価を持ち寄ったりなど、研修に参加する職員のモチベーションを高めることも重要です。

今後、保育所職員の研修体系を、国が定めるガイドラインや保育指針の解説書などを参考に、各市町村でも策定することが望まれます。



全体を通して

○保育指針と監査について

**Q44 新保育指針に沿った監査の視点・項目について具体的に知りたい。**

A 監査については、都道府県の実態に見合った監査が行われることとなることから、具体的事例については、都道府県と協議していただく必要があります。

**Q45 指針を遵守しないと罰則のようなものが発生するのか？**

A 保育指針の遵守状況に関する指導監査は、児童福祉法第46条に基づくものであり、ここには、遵守されていない場合には「必要な改善を勧告し、さらにその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる」と規定されています。

○保育の質の向上のためのアクションプログラムについて

**Q46 策定の趣旨はなにか？**

A 国では、研修会などを通して、保育所保育指針の保育現場への周知を図るとともに、保育の質を高める観点から「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、局長通知の別添として各都道府県及び市町村に送付しました。

保育指針を踏まえ、今後取り組んでいくことが必要な国及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策を一体的・計画的に推進するためのプログラムとして逐次実施されていくこととなります。また、一方、「新待機児童ゼロ作戦」（本年2月27日厚生労働省取りまとめ）においても、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援すること」とされました。

具体的施策として、（1）保育実践の改善・向上（2）子どもの健康及び安全の確保（3）保育士等の資質・専門性の向上（4）保育を支える基盤の強化の4つの柱を設け、それぞれのねらいを設けています。

**Q47 地方公共団体でもアクションプログラムを策定しなければならないのか？**

A 地方公共団体においては、国のアクションプログラムにおいて都道府県及び市町村が望ましいとされている事項について積極的に取り組むとともに、同様のプログラムを策定することが望まれます。その際、次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画と一体的に策定することも可能であり、各地域の実情等を踏まえ、関係者

で協力して策定することが求められます。

なお、アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とされています。ただし、地域の実情等に応じて、各地方公共団体が独自に実施期間を設定することも可能としています。

○保育現場への影響について

**Q48 保育士の業務量が増えることが考えられ、職員の負担感が増すのではないか。**

A 新保育指針では保育所の専門性を高めていくために様々な仕組みを提示し、保育所保育の構造化を図ろうとしています。前述したように、保育所における保育課程の編成、指導計画の作成、保育の記録、自己評価、児童票の記載、保育要録の作成などはすべて一貫性をもって一連の流れの中に位置づけられます。それぞれの書類作成を一から別々に行うのではなく、それぞれを関連付けて、保育の着眼点や保育を捉える視点を明らかにしながら簡潔に記すことが大切です。

保育課程の編成、保育所保育要録の作成、自己評価など、今回の改定により新たに求められるものが示されましたが、これらを連動させながら取り組んでいくことにより、保育の質の向上や保育士の専門性の向上が図られると考えられます。

こうした書類の作成だけでなく、日常の保育においても、自ら行ったことの結果や評価がしっかりと見えてくることで、仕事への意欲やモチベーションが高まることが期待されます。保育士が自ら成長していく手応えや職員の協働性の高まりが実感されることにより、保育所が活性化していくことを保育指針では求めています。

**Q49 地方財政が逼迫している中、現場への負担が過重となっていることをどう考えるのか。**

A 現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において、保育を含めた包括的な次世代育成支援の枠組みを検討しているところであり、その中で、保育士の処遇のあり方、保育環境の改善や保育サービスの質の向上のための方策についても、今後、議論を深めていく予定です。このようなことを踏まえ、地方公共団体や施設などの現場において、保育所保育の意義や重要性が浸透し、国・地方が総力を挙げて保育の質の向上に取り組んでいくことが必要と考えています。

○その他

**Q50 解説書の発行について知りたい。また、保護者向けの解説書も出されるのか？**

A 解説書は既に刊行されています。保護者向けの解説書は作成していません。